

令和元年台風15号等 被災者支援一覧

千葉県いすみ市

※支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

令和元年11月12日現在

番号	分野	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明書				被災証明書	問い合わせ窓口
					全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
1	福祉	災害弔慰金	災害により亡くなられた場合	災害により死亡した市民の遺族（死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母等）に対し、災害弔慰金を支給します。 【支給額】 生計維持者の死亡：500万円 生計維持者以外の方の死亡：250万円	り災（被災）証明書は不要です。				福祉課 0470-62-1117	
2	福祉	災害障害見舞金	災害による負傷、疾病により精神または身体に重度の障害を受けた場合	災害による負傷、疾病が治った時（症状が固定した時を含む。）に精神または身体に重度の障害がある方に対し、災害障害見舞金を支給します。 【支給額】 生計維持者の場合：250万円 生計維持者以外の方の場合：125万円	り災（被災）証明書は不要です。				福祉課 0470-62-1117	
3	福祉	災害援護資金の貸付	以下のいずれかの被害を受けた場合 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の概ね1/3以上の損害 3. 住居の全壊または半壊 ※対象となる「住居」とは、生活の本拠として日常的に使用しているものをいいます。	生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 【貸付限度額】 最大350万円（被害の程度などによって異なります。） 【所得制限（市町村民税における前年の総所得金額）】 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人以上世帯 1人を増すごとに30万円を加えた額 住居が滅失した場合 1,270万円 【償還期間】 10年（うち据置期間3年(特別の場合5年)） 【利率】 保証人を立てる場合：無利子 保証人を立てない場合：年1.5%（据置期間中は無利子） 【償還方法】 年賦、半年賦または月賦	○	○	○	○	○	福祉課 0470-62-1117

令和元年台風15号等 被災者支援一覧

千葉県いすみ市

※支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

令和元年11月12日現在

番号	分野	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明書				被災証明書	問い合わせ窓口
					全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
4	福祉	被災者生活再建支援制度	居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた場合	生活の再建を支援するため、支援金を支給します。 【支給額】 ○基礎支援金 全壊世帯・解体世帯など：100万円 大規模半壊世帯：50万円 ○加算支援金（住宅の再建方法による） 建設・購入：200万円 補修：100万円 賃借：50万円 ※基礎支援金と加算支援金の合計額が支給されます。 また、1人世帯の場合は、上記の3/4の金額となります。	○	○	△ 解体の場合	×	×	福祉課 0470-62-1117
5	福祉	災害見舞金	居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた場合	被害にあわれた方に見舞金を支給します。 【見舞金額】 全壊：3万円 半壊：1万円	○	○	○	—	—	福祉課 0470-62-1117
6	福祉	保育料の減免	災害などにより保護者等の所有する住宅が被災した場合	保育料の全部または一部を被害の状況に応じ一定期間免除します。	○	○	○	—	—	福祉課 0470-60-1120
7	福祉	児童手当 （認定請求等の特例）	災害その他やむを得ない理由により認定請求等、各種届出をすることができなかった場合	認定請求等に必要な添付書類は請求者本人の申立書に代えることができます。 認定請求をすることができなかった場合、その状況が解消された後速やかに認定請求した時は該当月に遡って支給します。	証明書は不要です。				—	福祉課 0470-60-1120
8	福祉	児童扶養手当① （認定請求の特例）	災害その他やむを得ない理由により認定請求をすることができなかった場合	認定請求をすることができなかった場合、その状況が解消された後速やかに認定請求した時は該当月に遡って支給します。	証明書は不要です。				—	福祉課 0470-60-1120
9	福祉	児童扶養手当② （所得制限の特例）	風水害等の災害により、受給者等が所有する住宅、家財等の財産につき、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合	損害を受けた月から翌年の10月までの手当について、所得制限の特例措置を受けることができます。 ※特例措置を受けた場合において、損害を受けた年の所得が限度額以上の場合は、支給された額の全部または一部を返還する必要があります。	○	○	○	証明書 を求める 場合があります	証明書 を求める 場合があります	福祉課 0470-60-1120
10	福祉	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当① （認定請求の特例）	災害その他やむを得ない理由により認定請求をすることができなかった場合	やむを得ない理由がやんだ後速やかに認定請求をしたときは、やむを得ない理由により認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月分から手当を支給します。	○	○	○	○	—	福祉課 0470-62-1117

令和元年台風15号等 被災者支援一覧

千葉県いすみ市

※支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

令和元年11月12日現在

番号	分野	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明書				被災証明書	問い合わせ窓口
					全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
11	福祉	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当②（所得制限の特例）	風水害等の災害により、受給者等が所有する住宅、家財等一定の財産につき、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合	損害を受けた月から翌年の7月までの手当について、所得制限の特例措置を受けることができます。 ※特例措置を受けた場合において、損害を受けた年の所得が政令で定める額以上であるときは、支給された額の全部または一部を返還する必要があります。	○	○	○	○	-	福祉課 0470-62-1117
12	税・保険	固定資産税の減免	災害により、著しく固定資産の価値が減少した場合	土地・家屋・償却資産について、災害により減少した価値の程度により、10分の4から10分の10までの割合で軽減または免除します。	○	○	○	-	-	税務課 0470-62-1116
13	税・保険	市税の納税の猶予	被災により、市税を一時に納付することができないとき。	被災により、市税を一時に納付できないと認められる場合に、1年以内の期間に限り、納める金額を分割して納付することができます。	証明書を求める場合があります。				-	税務課 0470-62-1116
14	税・保険	国民健康保険税の減免	災害により納税義務者等が所有し、居住する家屋及び家財に甚大な損害を受けた場合	当該年度分の事由の発生した日以後の納期に係る保険税額を減免します。 世帯の前年中の合計所得金額（1,000万円以下に限り、）及び損害程度の割合に応じ、12.5%～100%の範囲で減免します。 ※損害割合は、保険金等により補填される場合はこれを考慮して算出します。	○	○	○ 損害割合により	-	-	税務課 0470-62-1116
			農作物に被害を受けた方で、農作物の減収による損失額の合計額（農業災害補償法により支払われる農作物共済金額を除く。）が平年における当該農作物による収入額の10分の3以上の場合	減免該当となった日以後に到来する納期に係る当該年度分の国民健康保険税額を減免します。 世帯の前年中の合計所得金額（1,000万円以下であり、かつ農業所得以外の所得が400万円を超える方を除く。）に占める農業所得金額の割合に応じ、20%～100%の範囲で減免します。	農作物の被害額を証明する書類の添付が必要です。					
15	税・保険	後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予	災害により被保険者またはその属する世帯の世帯主の所有する生活の用に供する住宅、家財またはその他の財産に甚大な損害を受けた場合	当該年度分の保険料額のうち災害発生日以後の納期に係る額を減免します。世帯内の被保険者の前年の総所得金額等（500万円以下、750万円以下、1,000万円以下）に応じて ・損害割合が10分の2以上10分の5未満（大規模半壊・半壊）の場合…2分の1、4分の1、8分の1を減免 ・損害割合が10分の5以上（全壊）の場合…全額、2分の1、4分の1を減免 ※損害割合は、保険金等により補填される場合はこれを考慮して算出します。また、納付が困難な場合は、申請によって、6箇月以内の期間に限り、納付の猶予が認められることがあります。	○	○	○	-	-	市民課 0470-62-1115

令和元年台風15号等 被災者支援一覧

千葉県いすみ市

※支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

令和元年11月12日現在

番号	分野	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明書				被災証明書	問い合わせ窓口
					全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
16	税・保険	介護保険料の減免、徴収猶予	第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が、災害により、住宅等について著しい損害を受けた方のうち、納付することが困難な場合	当該年度の保険料のうち、申請日以後の納期に係る保険料を、前年の所得金額や被害の状況に応じ、6箇月以内の期間に限り、納付の猶予が認められることがあります。また、納付の猶予を行ってもなお保険料の納付が困難であるときは、減免が認められることがあります。	○	○	○	—	—	健康高齢者支援課 0470-62-1118
17	税・保険	国民年金保険料の免除	災害で、住宅・家財・その他の財産につき、被害金額（保険金等の補填額後）がその価格のおおむね1/2以上の損害を受けた場合	令和元年8月～令和3年6月分の保険料を免除します。 ※令和2年7月～令和3年6月分の免除については、令和2年7月以降の申請となります。	証明書は不要です。				—	市民課 0470-62-1115
18	住宅	災害復興住宅融資	令和元年台風15号により住宅に被害を受けられた方	住宅の建替え、補修等に必要な資金の融資に関する相談窓口を設けております。 【融資金利】※令和元年10月1日現在 ・建設、購入の場合 基本融資額 年 0.24% 特例加算額 年 1.14% ・補修の場合 年 0.24% 【融資限度額】 ・建設の場合 基本融資額（建設資金）1680万円+特例加算額520万円 ・補修の場合 740万円（引方移転または整地を伴う場合は+450万円）	○	○	○	○	—	独立行政法人 住宅金融支援機構 0120-086-353
19	住宅	住宅被害相談電話窓口	令和元年台風15号により住宅に被害を受けられた方	被災した住宅の修理や再建に関する被災者の不安や疑問について、専門家である建築士・建設団体担当者が、電話により、技術的な面からご相談にお答えします。（無料相談）	○	○	○	○	—	ちば安心住宅リフォーム推進協議会事務局 0120-331-772 （通話無料） 午前9時～午後5時
20	住宅	住宅の応急修理（災害救助法）	次の要件をすべて満たす者（世帯） (1)住宅が『半壊』し、自らの資力では応急修理することができない者または『大規模半壊』した者 ※『全壊』の場合であっても、応急修理をすることで居住が可能であれば対象となります。 (2)応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなることが見込まれること (3)応急住宅（仮設住宅）を利用しないこと	被災した住宅について、日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理を支援します。必要最小限の修理を行うことで、被災者が引き続き元の住宅に住むことができるようにする制度です。 ※1世帯当たり 59万5千円限度	○	○	○	—	○	建設課 0470-62-1204

令和元年台風15号等 被災者支援一覧

千葉県いすみ市

※支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

令和元年11月12日現在

番号	分野	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明書				被災証明書	問い合わせ窓口
					全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
21	住宅	住宅の応急修理 (災害救助法)	次の要件をすべて満たす者(世帯) (1)住宅が『一部損壊(損害割合10%以上20%未満)』で、自らの資力では応急修理することができない者 (2)応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなることが見込まれること (3)応急住宅(仮設住宅)を利用しないこと	被災した住宅について、日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理を支援します。必要最小限の修理を行うことで、被災者が引き続き元の住宅に住むことができるようにする制度です。 ※1世帯当たり 30万円限度(工事費150万円まで) (工事費150万円超の場合は、超えた額の20%・最大20万円を上乗せ補助)				○	-	建設課 0470-62-1204
22	住宅	住宅の応急修理 (防災・安全交付金)	次の要件をすべて満たす者(世帯) (1)住宅が『一部損壊(損害割合10%未満)』で、自らの資力では応急修理することができない者 (2)屋根又は外壁等を修繕する工事及びこれに附帯する工事	被災した住宅の屋根又は外壁等を補修する方に対して工事費の一部を助成します。 ※1世帯当たり 30万円限度(工事費150万円まで) 工事費150万円超の場合は、超えた額の20%・最大20万円を上乗せ補助)				○	-	建設課 0470-62-1204
23	住宅	住宅の応急修理 (住宅修繕緊急支援事業)	住宅の応急修理(応急修理、防災・安全交付金の対象外となったもの) 当該住宅での日常生活に必要な最低限な箇所を修繕するための工事で、自らの資力では応急修理できない方	被災した住宅の屋根又は外壁等を補修する方に対して工事費の一部を助成します。 ※1世帯当たり 50万円限度(工事費の20%)				○	-	建設課 0470-62-1204
24	建築物	建物の応急修理 (いすみ市被災建築物修繕支援事業)	次の要件をすべて満たす者(世帯) (1)一般住宅以外の作業場、物置、倉庫、車庫などの10㎡以上の一定要件に該当する建物	※1世帯当たり 30万円限度(工事費の20%)				○	-	建設課 0470-62-1204
25	住宅	被災住宅工事相談窓口	台風15号、19号及び10月25日の大雨による罹災証明書を取得している方、もしくは取得予定の人	被災住宅の修理で工務店さんを見つけられず、お困りの被災者に対して、 住宅の修理を必要とする被災者に対して、災害救助法に基づく応急修理申請及び被災住宅修繕緊急支援事業補助金申請に係る見積作成や工事を請負う業者を紹介します。	○	○	○	○	○	(一社)全国木造建設事業協会千葉県協会 0120-029-289(通話無料) 9:00~16:00 月曜日~土曜日 (日曜及び祝日は休み)

令和元年台風15号等 被災者支援一覧

千葉県いすみ市

※支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

令和元年11月12日現在

番号	分野	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明書				被災証明書	問い合わせ窓口
					全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
26	住宅	賃貸型応急住宅 (みなし仮設住宅)	(1)被災時においていすみ市に住所を有していた方 (2)住家の全壊、全焼又は流出により居住する住家がない方 なお、半壊(大規模半壊を含む)であっても、住宅として再利用ができません、自らの住家に居住できない方で、既に住家を取り壊した又は取り壊す予定の場合は、協議により対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。 (3)自らの資力をもってしては住家を確保することができない方 (4)災害救助法に基づく住宅の応急修理制度又は障害物の除去制度を利用していない方	今回の台風により住宅に基大な被害を受けられた皆さまに、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて提供する事業を実施します。	○	○	○	-	-	建設課 0470-62-1204
27	農業	強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)	台風15号等により農業用施設等が被害を受け、今後も農業経営を継続しようとする農業者(家庭菜園は対象としない)	1.助成の対象となる事業内容 ア 農産物の生産・加工に必要な施設の修繕・再建(必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合を含む) イ 農作業機械及び加工に必要な機械の修繕・取得 ウ 被災した施設(農産物の生産に必要なもの)の撤去等 ※再建及び取得は、被災前の施設等と同程度(同種・同規模・同程度)のもの。 ※再建等の際に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大を行うことは可能。 ※原則、自ら所有し、自らの農業経営の用に供していた施設等が事業対象。 2.事業の対象にならないもの ア 農業生産・加工に必要な施設以外の施設(販売に関する施設) イ 付帯・補完的器具(育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等)			○			農林課 0470-62-1515

令和元年台風15号等 被災者支援一覧

千葉県いすみ市

令和元年11月12日現在

※支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

番号	分野	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明書				被災証明書	問い合わせ窓口
					全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
28	農業	園芸施設災害復旧事業補助金	次の要件をすべて満たす者 (1)園芸施設が被害を受けたことについて、市長から証明を受けていること (2)農業経営を継続すること（家庭菜園は対象としない） (3)強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）の対象者でないこと	1.助成の対象となる事業内容 農業経営を維持するために実施するガラス室、プラスチックハウス、合成樹脂板ハウス、雨よけハウス、多目的ネットハウス、防風ネットの原型復旧費用が10万円以上要する経費 ※助成率 20%（30万円限度）千円未満切り捨て			○			農林課 0470-62-1515
29	農業	農地・農業用施設災害復旧事業補助金	次の要件をすべて満たす者 (1)農地・農業用施設の地権者又は耕作者 (2)現に農業に支障が生じていること (3)自然災害の発生した日から起算して7日以内に市長に被災の報告をしていること (4)自ら災害復旧をすることができないこと	1.助成の対象となる事業内容 農地・農業施設の災害復旧のための工事が10万円以上要する経費 ※助成率 20%（20万円限度）千円未満切り捨て			○			農林課 0470-62-1515
30	農業 水産	農業・林業・漁業用融資制度	令和元年台風15号による災害により被害を受けた農業者・林業者・漁業者の方	・農林漁業セーフティネット資金（㈱日本政策金融公庫） ・農林漁業施設資金（災害復旧）（㈱日本政策金融公庫） ・千葉県災害対策資金	罹災証明書又は市町村の認定融資制度により異なります。					農林課 0470-62-1515 水産商工課 0470-62-1119
31	水産業	水産業施設災害復旧事業補助金	令和元年台風15号による災害により被害を受けた水産業協同組合等	1.助成の対象となる事業内容 被災した水産業協同利用施設の復旧に要する経費。 2.対象となる施設 水産物倉庫、水産物処理加工施設、共同作業場等の共同処理施設。	○	○	○	○	○	水産商工課 0470-62-1119
32	水産業	水産関連施設復旧緊急対策事業補助金	令和元年台風15号による災害により被害を受けた水産業協同組合等	1.助成の対象となる事業内容 被災した水産関連施設・設備の復旧に要する経費。 2.対象となる施設 漁協事務所、直売所、食堂等の施設及び車両、運搬具、漁具等の設備。	○	○	○	○	○	水産商工課 0470-62-1119
33	水産業	被災漁船復旧事業費補助金	令和元年台風15号による災害により被害を受けた漁船の所有者又は使用者 ※補助金の交付先は所属する漁業協同組合	1.助成の対象となる事業内容 被災した漁船の復旧を図るため、漁船保険で補償しきれない、代船の購入費用や修理費用の一部を補助。 2.対象となる施設 漁業協同組合の組合員が所有し、かつ千葉県知事の登録を受けている漁船であって、漁船保険に加入しているもの。	○	○	○	○	○	水産商工課 0470-62-1119
34	水産業	漁業者等災害復旧支援事業補助金	令和元年台風15号による災害により被害を受けた漁業者等	1.助成の対象となる事業内容 被災した漁業生産設備の修繕、又は更新に要する経費。	○	○	○	○	○	水産商工課 0470-62-1119

令和元年台風15号等 被災者支援一覧

千葉県いすみ市

※支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

令和元年11月12日現在

番号	分野	制度の名称	適用条件	支援内容	り災証明書				被災証明書	問い合わせ窓口
					全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
35	経済	被災中小企業への支援	令和元年台風15号による災害により被害を受けた中小企業	1.助成の対象となる事業内容 被災した中小企業に対し、事業活動の再開に必要な費用について支援。 2.対象となる施設 施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費、備品費（保険給付を除く）	○	○	○	○	○	水産商工課 0470-62-1119
36	経済	被災中小企業への支援	令和元年台風15号による災害により被害を受けた中小企業	1.助成の対象となる事業内容 被災した建物、構築物等の修繕又は更新に要する費用の一部を補助。 2.対象となる施設 工場、事務所、店舗又は倉庫等	○	○	○	○	○	水産商工課 0470-62-1119
37	経済	中小企業融資制度	令和元年台風15号による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の方	(株)日本政策金融公庫や千葉県等による資金融資の実施、信用保証協会による保証（セーフティネット4号の適用）等を受けることができます。支援制度により内容、条件等が異なりますので特別相談窓口へお問合せください。	罹災証明書又は市町村の認定融資制度により異なります。				(特別相談窓口) 千葉県よろず支援拠点 043-299-2921	